

電気用品安全試験！

—(PSE コンサルティング／検査手続き業務代行)—



株式会社ワイティーエル

【電気用品の製品安全について】

電気用品の製造、販売を行う事業者は自主的にその製品の安全性を確保するとともに、危険および障害の発生を防止するために電気用品安全法の規定を遵守する必要があります。

対象となる電気用品は電気用品安全法により品目が規定されています。

【対象となる電気用品の分類】

電気用品安全法で指定された品目には構造、使用条件、使用状況等から見て危険および障害の発生を考慮して2種類に大別されます。

更に、国が定めた「技術上の基準に適合したとき時は PSE マークを用品に表示することが義務付けられています。

① <特定電気用品>

116 品目(◇PSE マーク表示)



登録検査機関による検査を義務付けられているもの

(自社で検査を実施するほかに必ず登録検査機関での検査を受ける必要がある)

② <特定以外の電気用品>

341 品目(○PSE マーク表示)



自己確認を義務付けられているもの

(自社検査の設備が不十分の場合など検査機関に試験依頼をすることが出来る)

【実施にあたっての処理プロセス】

- ・電気用品の区分の確認
- ・製造・輸入事業者の確認
- ・事業届出の提出
- ・品目毎の技術基準適合確認(自己確認、または登録検査機関による)
- ・登録検査機関による適合性検査(◇PSE マークの場合は必須)
- ・自主検査の記録保管
- ・表示義務
- ・販売

【PSE 試験依頼時の注意事項について】

- ・試験品は量産品もしくは量産品と同等品質のこと
- ・試験品の部品構成と提出資料(特に部品表)の内容が一致していること
- ・部品表に記載される個別部品は同一機能であっても単一指定のこと
(2個以上の同一部品をOR指定することは許されない)
- ・添付する部品試験用の部品は試験品に使用されているものと同一であること

■ 〒231-0011

神奈川県横浜市中区太田町 1-18

株式会社ワイティーエル

TEL: 045-211-8635 FAX: 045-211-8636

URL: <http://www.ytlab.co.jp>

弊社では PSE 業務としてコンサルティングから技術資料作成、手続き業務代行などお客様のご要望に合わせた対応を実施させて頂いております。事前の見積りを賜わっておりますのでお気軽にお問い合わせください。